

かながわ県民活動サポートセンター協議会委員募集要項（第10期）

1 協議会委員

かながわ県民活動サポートセンター協議会（以下「協議会」と言います。）は、利用者の意見をかながわ県民活動サポートセンター（以下「サポートセンター」と言います。）の運営に反映させ、県民に開かれたものとするとともに、利用者の自主的な活動を一層促進するために、平成15年11月に設置されました。このたび、第10期協議会委員を募集します。

2 協議会の活動内容

協議会は、サポートセンターを利用する方の中から応募・選考された委員により自主的に運営されるもので、次のことを行っています。

- ① サポートセンターの運営及び利用についての協議
- ② 幅広く意見交換を行う「交流の場」の企画・運営
- ③ その他必要と認める事項

3 募集する委員の数

20名以内

再任委員は原則10名以内です。ただし、募集人数が20名に達しない場合は、この限りではありません。

4 委員の任期

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間です。

5 応募資格

次のすべてに該当する方です。

- ① サポートセンターを利用している方若しくは今後利用される意志があり、自主的・非営利・社会貢献活動を行っている方
- ② サポートセンターにおいて、宗教活動・政治活動を行わない方
- ③ サポートセンター協議会に積極的に参加する意志のある方

6 募集期間

(1) e-kanagawa 電子申請システムからの応募

令和4年3月1日（火）から令和4年3月15日（火）23時59分まで

(2) 郵送による応募

令和4年3月1日（火）から令和4年3月15日（火）（必着）

7 応募方法

神奈川県協議会 HP にアクセスし、『第 10 期かながわ県民活動サポートセンター協議会委員応募フォーム』（e-kanagawa 電子申請システム）より、必要事項を入力の上、応募してください。

ただし、e-kanagawa 電子申請システムからの応募が難しい場合は、協議会 HP 上に記載の「応募用紙」をダウンロードし、必要事項を記入の上、以下の宛先まで郵送によりご提出ください。

宛 先：〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2

かながわ県民活動サポートセンター協議会事務局

(かながわ県民活動サポートセンター ボランティア活動サポート課)

8 選考方法

- (1) 第 9 期協議会において選考を行います。
- (2) 応募者が募集人数に満たなかった場合も、選考を行います。
- (3) 選考に際しては、1 団体から 1 名を上限とし、年齢層・活動分野及びかながわ県民活動サポートセンターにおける活動頻度が偏らないよう留意します。なお、団体に所属している方でも、個人としての応募も可能です。

9 委員の決定・公表

協議会で承認された委員の方には、協議会事務局を通じて委員決定通知書を送付するとともに、委員の氏名、所属団体をかながわ県民活動サポートセンター内に掲示します。

10 スケジュール

令和 4 年 3 月頃 協議会開催、決定通知、公表

11 サポートセンターの協力

サポートセンターは、協議会が円滑に運営されるよう、協議会の日程調整、連絡、会議記録の作成に関する協力を行います。

(附則)

この要項は、令和 4 年 3 月 1 日から施行します。